

昭和45年5月7日制定

昭和46年9月22日一部改定〔昭和46年5月25日 昭和46年通常総会承認〕

昭和48年9月26日一部改正〔昭和48年5月23日 昭和48年通常総会承認〕

平成11年8月27日全文改定〔平成11年5月28日 平成11年通常総会承認〕

平成16年6月24日一部改正〔平成16年5月28日 平成16年通常総会承認〕

平成24年4月 1日全文改定〔平成23年5月31日 平成23年通常総会承認〕

平成26年5月30日一部改定〔平成26年5月30日 平成26年定時総会承認〕

令和 4年5月31日一部改定（令和 4年5月31日 令和 4年定時総会承認）

令和 5年5月31日一部改定（令和 5年5月31日 令和 5年定時総会承認）

令和 8年5月29日一部改定（令和 8年5月29日 令和 8年定時総会承認）

一般社団法人 日本広告業協会

一 定 款 一

付・入会金及び会費基準規程

一般社団法人日本広告業協会

一般社団法人 日本広告業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人日本広告業協会と称し、
英文名は Japan Advertising Agencies Association（略称「JAAA」）と記載する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、会員に共通する利益を図るため、広告業の健全な発達と広告活動の改善向上に関する事業を行い、併せてわが国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広告業の経営合理化に関する調査及び研究並びに施策の推進
- (2) 広告取引の高度化、適正化に関する施策の推進
- (3) 広告倫理の向上運動の実施
- (4) 広告技術の改善向上に関する調査及び研究
- (5) 関係機関、内外諸団体との連絡及び協調
- (6) 広告に関する情報、資料の収集及び斡旋
- (7) 広告業における環境誘発型事業に関する調査及び研究並びに施策の推進
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、わが国において広告業を営む法人又は本協会の会員が組織・機能改編

あるいは経営統合・分割等により新たに設立した法人であって、本協会の事業に賛同し次条の規定により本協会の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員にあつては、法人の代表者として本協会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、本協会に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やかに本協会に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を半年以上納入しないとき。

(2) 総会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が解散又は破産したとき。
- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、総会員をもって構成する。
- 2 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において、総会に付議することを決議した事項
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 総会は、法人法第36条の規定による定時総会として毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第14条第2項の規定により請求があった場合においては、出席した会員の中から議長を選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、当該会員の役員若しくは従業員又は本協会の従業員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、総会ごとに、代理権を証明する書面を本協会に提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により本協会に提供しなければならない。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は、前条第1項及び第2項の規定の適用においては、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 その会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人及び議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上35人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。
 - 3 理事のうち5人以内を副理事長とすることができる。
 - 4 理事のうち1人を常務理事とすることができる。
 - 5 理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって

同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を執行し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除及び責任限定契約)

第27条 本協会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(会長、相談役及び顧問)

第28条 本協会に、会長1人、相談役3人以内及び顧問3人以内を置くことができる。

2 会長及び顧問は、本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 相談役は、会長経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

4 会長及び相談役は、本協会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して参考意見を述べる。

5 顧問は、本協会の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。

6 会長の任期については、第24条第1項の規定を準用する。

7 相談役及び顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再委嘱は行わない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第31条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、業務執行理事が理事会を招集し、出席した理事の中から議長を選任する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産の処分は、総会の決議によるものとする。ただし、特定の個人又は団体には帰属させない。

第9章 その他

(公告方法)

第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

(委 任)

第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会が定める規則によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事（理事長）は、高嶋達佳とする。
- 4 本協会の最初の副理事長は、高野功、成田純治、長沼孝一郎とする。
- 5 本協会の最初の専務理事は、兼坂紀治とする。

(令和5年5月31日定時総会承認)

(施行日)

- 1 この定款の改定は、決議の時から施行する。

(経過措置)

- 2 第28条第7項の規定は、現任の相談役については現在の任期に適用しない。

(付) 入会金及び会費基準規程

1. 入会金

入会金は、300,000 円とし、理事会において入会の承認を得た会員はただちに納入するものとする。

2. 会費

会費は均等割（月額 26,000 円）と、その所属員数に応ずる次の基準による月額とを合計した額を毎月納入するものとする。

所属員数	均等割	所属員数割	月額合計
30 人まで	26,000 円	6,500 円	32,500 円
50 人まで	26,000 円	9,100 円	35,100 円
100 人まで	26,000 円	23,400 円	49,400 円
(101 人以上の所属員数割は、50 人ごと又はその端数について 11,700 円を加算する)			
150 人まで	26,000 円	35,100 円	61,100 円
200 人まで	26,000 円	46,800 円	72,800 円
250 人まで	26,000 円	58,500 円	84,500 円
300 人まで	26,000 円	70,200 円	96,200 円
350 人まで	26,000 円	81,900 円	107,900 円
400 人まで	26,000 円	93,600 円	119,600 円
450 人まで	26,000 円	105,300 円	131,300 円
500 人まで	26,000 円	117,000 円	143,000 円

(501 人以上の所属員数割は、100 人ごと又はその端数について 23,400 円を加算する)

(註1) 所属員数とは役員、社員、常勤嘱託、ほかこれに準ずるものを含む。

(註2) 入会金並びに会費は課税扱いとし、上記金額に別途消費税を付加する。

(註3) この規程は、一般法人の設立の登記の日から施行する。